

元国際第851号

関税割当公表第TWQ-JP25号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和2年度の検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月16日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（170113000、170114190）

検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP25の検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1701.13号及び第1701.14号の1の（2）に掲げる物品のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が1kg以下のもの。以下同じ。）

2 合計割当数量 2 1 t

3 通関期限 令和 3 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書の提出先

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第 3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和 2 年 1 月 14 日（火）から同年 2 月 7 日（金）まで

(2) 令和 2 年 9 月 8 日（火）から同年 9 月 14 日（月）まで

(3) 令和 2 年 12 月 15 日（火）から同年 12 月 21 日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の 3 週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後 4 時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の 2 週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後 2 時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 5 関税割当申請者の資格

検糖計の読みで 98.5 度未満の甘しや糖の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、検糖計の読

みで98.5度未満の甘しゅ糖の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 関税割当申請書類表（別添様式1）
- 2 令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間をいう。以下同じ。）及び令和2年度の検糖計の読みで98.5度未満の甘しゅ糖の輸入通関実績及び計画（別添様式2）
- 3 令和元年度及び令和2年度の検糖計の読みで98.5度未満の甘しゅ糖の販売（使用）実績及び計画（別添様式3）
- 4 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）
- 5 割当対象物品を輸入後販売する場合
販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び購入予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）等
- 6 法人の登記事項証明書（原本）（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①1の別添様式1、②関税割当申請書、③2から6までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において、6の書類の内容に変更のないものについては、6の書類の添付を必要としない。また、令和2年度に2件又は2期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であつて、6の書類の内容に変更のない場合においては、2件目以降は6の書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

- 1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1 申請者当たりの申請数量は、令和 2 年度の使用（販売）計画数量又は第 2 に掲げる合計割当数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が 1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

2 第 4 の 1 の (2) 及び (3) に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第 4 の 1 の (2) に掲げる期間における 1 申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和 2 年 10 月初日から令和 3 年 3 月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第 4 の 1 の (3) に掲げる期間における 1 申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和 3 年 1 月初日から同年 3 月末日までの間）又は割当可能数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が 1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち 1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

第 8 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 関税割当証明書は、第 4 の 1 の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して 15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、第 4 の 1 の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の 4 週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。
 - (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
 - (2) 申請者が本公表に違反したとき。
 - (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第 9 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。
 - (1) 割り当てられた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。
ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第10 報告

- 1 検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。
 - (1) 検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖の輸入通関及び販売等の実績報告書（別添様式4）
 - (2) 割当対象物品に係る輸入・販売に関する売買契約書等の写し
なお、売買契約書等の写しは、当該契約に基づき輸入・販売が開始された月のみ提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別添様式5）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 令和2年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての検糖計の読みで98.5度未満の甘しや糖の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率^{（注）}が9割未満の者は、令和4年度における申請可能な数量^{（※）}の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

（※）令和4年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

ただし、令和 2 年11月24日（火）午後 4 時まで返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注)
$$\text{消化率} = \frac{\text{令和 2 年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和 2 年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(別添様式) 農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2020/tpp2020kohyo.html>)